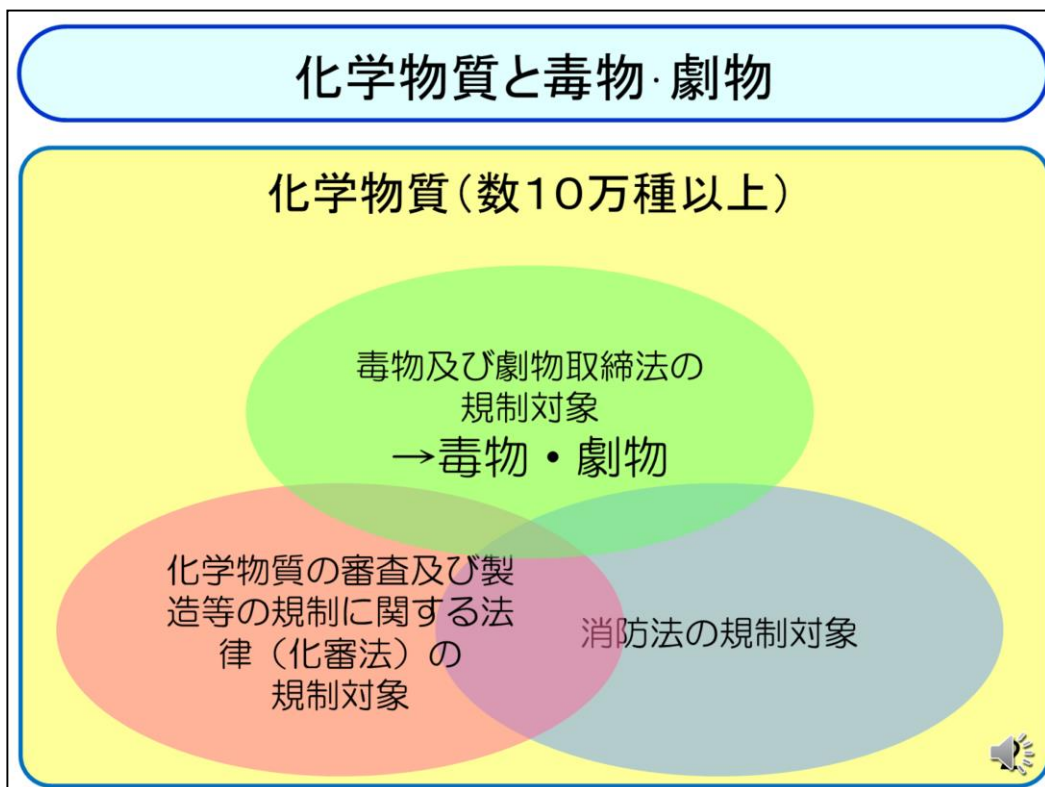


毒物劇物の適正な取扱いについて



講習会：毒物劇物の適正な取扱いについて



化学物質に対するイメージ図になります。

一つの化学成分について複数の法律の規制がかかる場合があります。

このうち、「毒物及び劇物取締法」について説明させていただきます。

内容

- 1 毒物及び劇物取締法による規制
- 2 東京都(多摩地域)の現状について
(八王子市、町田市を除く多摩地域)
- 3 立入検査について
- 4 その他



内容は、

- 1 毒物及び劇物取締法による規制
 - 2 東京都(多摩地域)の現状について
 - 3 立入検査について
 - 4 その他
- の4点になります。

1 毒物及び劇物取締法による規制



4 

まず、毒物及び劇物取締法による規制についてです。

毒物及び劇物取締法の目的

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

「保健衛生上の見地」とは

公衆衛生の向上及び増進の立場

毒物劇物の漏えいなどの防止

⇒人体への健康被害の防止



毒劇法という法律の目的についてです。

・この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取り締りを行うことを目的としています。

・保健衛生上の見地とは、公衆衛生の向上及び増進の立場を指すものであり、毒劇物の盗難、紛失の防止、漏洩を防止することにより、毒劇物による人体への健康被害の防止を目的としています。

毒物及び劇物取締法の体系

毒物及び劇物取締法
(毒劇法・法)

毒物及び劇物取締法施行令
(施行令・令)

毒物及び劇物指定令
(指定令)

毒物及び劇物取締法施行規則
(施行規則)

通知など

() 本資料内での略称

6 

毒物及び劇物取締法(以下毒劇法、法と略します)を補足するために、政令である「毒物及び劇物取締法施行令(施行令、令)」、厚生労働省令である「毒物及び劇物取締法施行規則(施行規則)」があります。

さらに、法や政省令の運用面等については、通知が発出されています。

毒物及び劇物に該当する物質については「毒物及び劇物取締法の別表」及び「毒物及び劇物指定令(指定令)」で定められています。

毒物・劇物の定義

毒物及び劇物取締法第2条

- 1 この法律で「**毒物**」とは、**別表第1**に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
- 2 この法律で「**劇物**」とは、**別表第2**に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
- 3 この法律で「**特定毒物**」とは**毒物**であつて、**別表第3**に掲げるものをいう。

- ➡ • 毒劇物法の別表第1、第2及び第3並びに指定令第1条、第2条及び第3条で指定された物質
- 医薬品・医薬部外品を除く



法2条の定義にて「毒物・劇物・特定毒物」が指定されています。

毒劇法については、急性毒性による人の健康への影響を踏まえて、「具体的な化学物質名」若しくは「……の化合物」、「……塩類」が法や毒物及び劇物指定令という政令で毒物又は劇物を指定しています。

なお、ここに記載しているとおおり、該当する化学物質であっても、医薬品又は医薬部外品の場合は、「毒物、劇物」ではないとされています。

毒物及び劇物取締法の適用対象

製造業者(登録が必要)
輸入業者(登録が必要)
販売業者(登録が必要) } 毒物劇物営業者

業務上取扱者(要届出)(めつき業、運送業等)

業務上取扱者(届出を要さない)(学校、工場、研究所等)

特定毒物研究者(許可が必要)

特定毒物使用者(指定が必要)



法の適用対象者についての説明になります。

- ・毒物劇物を販売・授与の目的で製造・輸入する方→製造業者、輸入業者
- ・毒物劇物を販売・授与又は販売・授与の目的で貯蔵・運搬・陳列する方 →販売業者といえます。
- ・これら3つの業態のことを、毒物劇物営業者といい、それぞれ 製造業、輸入業、販売業の登録が必要となります。

毒劇物を業務上取扱うことは可能ですが、取扱いや廃棄などは法律に規制されます。

また、めつき業や運送業等として毒劇物を取り扱う場合は、業務上取扱者として届出が必要となりますので、ご注意ください。

さらに、特定毒物を扱う場合は目的に応じて許可や指定が必要になります。

ただし、毒物劇物販売業者であれば、特定毒物を譲り渡すことが可能です。

販売業の登録の種類

一般販売業	全ての毒物劇物を販売授与することができる販売業
農薬用品目販売業	農業上必要な施行規則別表第一で定めた毒物劇物を販売授与することができる販売業
特定品目販売業	施行規則別表第二で定めた毒物劇物を販売授与することができる販売業



毒物劇物販売業の種類は一般販売業、農薬用品目販売業及び特定品目販売業の3つがあります。

すべての毒劇物が扱えるのは一般販売業です。

農薬用品目販売業は主に農薬として使用される定められた毒劇物が取り扱えます。

特定品目販売業は定められた特定品目のみを取り扱うことができます。

有効期間は6年で、販売を継続する場合は更新の手続きをする必要があります。

2 東京都(多摩地域)の現状について (八王子市、町田市を除く多摩地域)



つづきまして、東京都(多摩地域)の現状について(八王子市、町田市を除く多摩地域)の説明になります。

東京都の毒物劇物に関する主な担当部署と業務

(関係する一部の掲載です)

福祉保健局 健康安全部 薬務課	薬事免許担当 → 毒物劇物取扱者の試験 など 毒劇物指導担当 → 毒物劇物の監視指導・事故調査・情報収集、家庭用品の規制に関する監視指導 など
健康安全研究センター 広域監視部 薬事監視指導課	薬事審査担当 → 毒物劇物の製造業・輸入業の登録 特定毒物研究者の許可、特定毒物使用者の指定 流通・毒劇物指導担当 → 毒物劇物製造業・輸入業・特定毒物研究者及び特定毒物使用者の監視指導
多摩地区の都保健所 生活環境安全課	薬事指導担当 → 毒物劇物販売業の登録、監視 → 毒物劇物業務上取扱者の届出、監視 → 家庭用品の規制に関する監視指導

11 

毒物劇物営業者以外の方へ販売するためには、製造業者や輸入業者であっても別途、販売業者の登録が必要です。

東京都内における製造業・輸入業の登録申請窓口は新宿区百人町にある福祉保健局健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課です。

販売業の登録申請窓口は各保健所となります。

販売業の業態数

令和2年度末

種別 保健所	一般	農業	特定	合計
西多摩	75	13	2	90
南多摩	72	4	3	79
多摩立川	145	14	10	169
多摩府中	186	12	2	200
多摩小平	98	8	6	112
島しょ	6	10	2	18
合計	582	61	25	668

東京都全体 6,431
(特別区、八王子市町田市を含む多摩地区、島しょ)

全国 61,531 (平成31年度末)
(一般 48,816 農業 10,942 特定 1,773)



12

この表にあるのは東京都保健所で管轄する各販売業の数です。

業務上取扱者（届出）の業態数 令和2年度末

業態 保健所	電気めつき業	金属熱処理業	しろあり防除業	運送業
西多摩	3	0	0	0
南多摩	1	0	0	0
多摩立川	7	2	0	1
多摩府中	4	0	0	0
多摩小平	4	0	0	0
合計	19	2	0	1

東京都全体： 257

全国； 2,314
平成31年度末

電気めつき業： 1,388
金属熱処理業： 59
しろあり防除業： 26
運送業： 841

この表は届出の必要な業務上取扱者の数です。

3 立入検査について



14

つづきまして、立入検査についての説明になります。

立入検査時の確認項目について

- 1 登録
- 2 取扱責任者
- 3 譲渡・交付
- 4 運搬
- 5 表示等
- 6 貯蔵設備等
- 7 取扱
- 8 廃棄
- 9 事故
- 10 SDS
- 11 その他

15

立入検査時の確認項目として11項目に分類しております。
この後、項目ごとに注意すべき点を説明していきます。

立入検査時の確認項目について

【1 登録】

- (1) 登録を受けているか
- (2) 制限品目の販売、授与はないか
- (3) 登録票記載事項の変更に際して届出をしているか

16

1 登録 です。

確認項目は以下の3点です。詳細については、スライド17及び18に記載しています。

- ・登録を受けているか。
- ・農業用品目や特定品目の場合、扱える範囲内のものを扱っているか。
- ・登録事項に変更はないか。

【 1 登録】

- (1) 移転、全面改築、組織変更（個人⇔法人
法人合併など）などを予定
→無登録で販売してしまうおそれがある。
- (2) 農薬用品目販売業の登録で、水酸化ナト
リウムを販売する予定
→制限品目を販売してしまうおそれがある

これらの場合は事前
にご相談ください。

17

立入検査時の確認項目の順番に記載します。

【 1 登録】

(1) 営業所の移転や建物の全面改築等の登録事項に変更がある場合や、法人の合併等により、開設者が変更される場合は、新規に販売業の登録を取り直す必要があります。営業所移転や法人合併等の話がありましたら、事前に保健所相談してください。

(2) 農薬用品目や特定品目で販売業の登録を受けている場合で、新たな品目を取り扱う際は、その品目を取り扱える品目かどうか確認してください。

17

【 1 登録】

(3) ○氏名又は住所や店舗の名称の変更

○貯蔵設備の重要な部分

(事務所内での保管庫の移動など)の変更

→変更後30日以内に変更届の提出が必要
になります。

事前にご相談ください

18

【 1 登録】

(3) 法人名称や法人本社の変更、営業所名称の変更には変更届が必要です。保管設備の変更も対象です。変更後30日以内に手続きをしてください。

なお、変更届であると考えていたところ、実際には新規登録が必要であった事例もよく見受けられますので、可能であれば事前に保健所へご相談ください。

立入検査時の確認項目について

【2 取扱責任者】

- (1) 勤務状況
- (2) 変更の際しての届出をしているか
- (3) 毒物劇物の管理状況



19

2 取扱責任者 です。

確認項目は以下の3点です。詳細については、スライド20に記載しています。

- ・責任者の勤務状況は適切か。
- ・変更した場合は届出を提出しているか。
- ・毒物劇物を適切に管理しているか。

【2 取扱責任者】

- 勤務状況は良好か
- 責任者は変わっていないか
→変更後30日以内に変更届の提出が必要
になります。
- 管理状況に問題はないか

20

【2 取扱責任者】

取扱責任者が変わった場合は取扱責任者変更届を30日以内に提出してください。

取扱責任者の勤務状況や管理状況は適切かを確認してください。

なお、取扱者の管理すべき内容については、譲渡・交付時の対応や貯蔵設備の管理、事故等の対応などこれ以降の項目が該当してきます。

立入検査時の確認項目について

【3 譲渡・交付】

- (1) 書面又は帳簿の記載
- (2) 記録の5年間保存
- (3) 18歳未満の者等への交付
- (4) 特定毒物の譲渡先は適切か

電磁式データ
でも可

21

3 譲渡・交付 です。

確認項目は以下の4点です。詳細については、スライド22～25に記載しています。

- ・譲渡や交付時に、帳簿の記載若しくは譲受書の提出は受けているか。
- ・帳簿や譲受書は5年間保管しているか。
- ・譲渡や交付してはならない者へ販売していないか。
- ・特定毒物の譲渡先は適切か。

【3 譲渡・交付】

●譲渡する場合の注意事項

- ・販売業者は必要事項が記載された書面（譲受書）の提出がなければ、販売・授与できない。
- ・使用目的や身分証明等の確認が必要な場合がある。
- ・交付の制限がある。

●譲受書

- ・記載漏れがないかどうか
- ・受領印があるかどうか
- ・5年間保存されているか



→御確認をお願いします。

22

【3 譲渡・交付】

毒物劇物を販売・授与するときには、法律で定められた手続きに従う必要があります。法律ではこの手続きを営業者間の取引と毒物劇物営業者以外の方に渡す場合とに区別しています。

●営業者同士の場合

販売者は、書面（帳簿）に以下の事項を記入してください。

- ・毒物又は劇物の名称及び数量
- ・販売又は授与の年月日
- ・譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

●営業者以外の場合

譲受人から以下の事項を書き入れた書面（譲受書）の提出を受けてから販売してください。

- ・毒物又は劇物の名称及び数量
- ・販売又は授与の年月日
- ・譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

譲受書に記載漏れや印漏れがないことを確認し、5年間保存してください。

また、購入者が18歳未満でないこと、使用目的に不審な点がないこと、安全な取り扱いに不安がないことを確認してください。

さらに、法第3条の4に定める引火性、発火性または爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定めるもの（ナトリウム、ピクリン酸等）は身分証明書などを確認したうえでないと販売してはいけません。

22

毒物・劇物の交付制限

毒物及び劇物取締法第15条

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

- 1 18歳未満の者
- 2 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 3 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

精神の機能の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

23

毒物又は劇物の交付制限についてです。

こちらは法第15条に記載があります。

毒劇物は、18歳未満の方や、麻薬・大麻・あへん又は覚醒剤の中毒者、精神の機能の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者には交付できません。

販売の際、相手に不審を感じたら販売をせずに、警察に連絡しましょう。

譲受書

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		
譲受人 (法人にあってはその名称 及び主たる事務所の所在地)	氏名	印
	職業	
	住所	
備考		

※ 毒物劇物営業者以外の者が購入する場合

24

・譲受書の見本、サンプルです。

・販売業者は毒劇物を営業者以外に販売するとき、購入者から、毒物劇物の①名称、②数量、③販売又は授与の年月日、譲受人の④氏名、⑤職業、⑥住所が記載されて

譲受人の印が押印している書面(譲受書)の提出を受けなければ、販売・授与することが禁止されています。

指摘事例【3 譲渡・交付】

- 譲受書を手に入していなかった。
→販売記録からは販売したことが確認できるので、再確認の上、譲受書を手に入るよう指導

- 劇物を直送しているために在庫を置かない。
以前より譲受書の交付を受けていない。
→譲受書原本の交付を受けるよう改善指導

25

過去における「譲渡・交付」に係る指摘事例です。

営業者以外に販売している場合は譲受書が必要ですが、譲受書の提出を受けていない事例です。

直接に販売しない場合（いわゆるオーダー販売）でも営業者以外に販売するのであれば、譲受書は必要ですので、しっかり提出を受けただうえで、保存するようにしてください。

立入検査時の確認項目について

【4 運搬】

- (1) 荷送人の通知（1トンを超える場合）
- (2) その他運搬基準が守られているか
- (3) 飛散・漏れ・流れ出等の予防措置



26

4 運搬 です。

確認項目は以下の3点です。

- ・1回につき1トンを超える量の毒劇物の運搬を他に委託している場合、運送人に対して、毒劇物の名称、成分、含量、数量、事故時の応急措置の内容を記載した書面を交付しているか。
- ・特定の毒物を運搬する場合、車両への標識、防護具、必要事項が記載された書面等を備えているか。
- ・運搬時に、飛散、漏れ、流出等の予防措置が取られているか。

立入検査時の確認項目について

【5 表示等】

- (1) 貯蔵場所
- (2) 容器及び被包
- (3) 着色、品質の基準が守られているか



27

5 表示等 です。

確認項目は以下の3点です。詳細については、スライド28に記載しています。

- ・貯蔵場所に表示をしているか。
- ・容器及び被包の表示は適切か。
- ・着色、品質の基準が守られているか。

【5 表示等】

(1) 貯蔵場所

- ・倉庫の外側に表示がない。
→表示をお願いします。



(2) 容器及び被包

- ・容器の表示が読めなかった。
→表示が判読できるようにしてください。



表示 【容器及び被包】

毒物:「医薬用外」及び赤地に白字で「毒物」の文字
劇物:「医薬用外」及び白地に赤字で「劇物」の文字

28

【5 表示等】

・貯蔵場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をしてください。

・毒劇物は、容器及び被包に、それぞれ毒物については、「医薬用外」及び赤地に白字で「毒物」の文字。劇物については「医薬用外」及び白地に赤字で「劇物」の文字を、記載することになっております。

立入検査時の確認項目について

【6 貯蔵設備等】

- (1) 他の物との区別
- (2) 飛散、漏れ、しみ出等の恐れ
- (3) かぎの設備又は周囲に堅固なさく
- (4) 変更の際しての届出をしているか



29

6 貯蔵設備等 です。

確認項目は以下の4点です。詳細については、スライド30、31に記載しています。

- ・他の物と区別して貯蔵しているか。
- ・貯蔵設備に飛散、漏れ、しみ出等の恐れがないか、確認しているか。
- ・貯蔵設備は、かぎのかかる設備又は周囲に堅固なさくであるか。
- ・変更の際しての届出をしているか。

【6 貯蔵設備等】

(1)他の物と区別されているか

毒物劇物とそれ以外の物との区別がなかった。
→その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用とする。



(4)変更の際しての届出をしているか

製品の在庫量が多すぎて、保管庫内にておさまらなかつた。

→取扱量が増加していれば、保管庫の拡張等を行い、その変更を届け出ること。

30

【6 貯蔵設備等】

(1)他の物との区別

通知の中で、他の物との区別及び専用の保管庫で保管する措置を講じるように指導しています。

(4)貯蔵設備の拡張等に伴う手続き

毒劇物の取扱量に応じた保管設備を設けることが望ましいです。保管設備が狭い場合、無理に詰め込んでしまい、混触禁止物質を並べて保管してしまう事例や保管庫外に置かれてしまっている事例が見受けられます。

なお、保管場所を拡張したり、保管庫を追加した場合は変更届を提出してください。

貯蔵設備

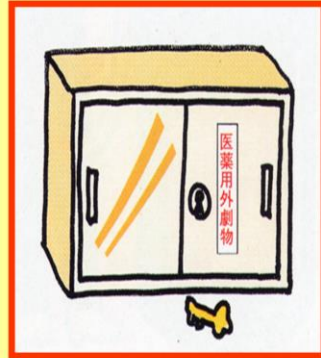
- ・堅固な設備
- ・他の物との区別
- ・かぎのかかる設備
- ・流出、漏えい等の防止

医薬用外毒物

の表示

医薬用外劇物

(色の規定なし)



31

通知の内容を含めた貯蔵設備について、指導している内容は以下のとおりです。

- ・堅固な設備とすること。

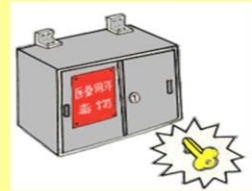
堅固(けんご)な設備とは簡単に割れたり壊れたりしない頑丈な設備のことです。扉などがガラス製で、すぐに割られてしまうようなものは、貯蔵設備としては適切ではありません。

- ・毒劇物以外のものと区別していること。
- ・盗難防止の観点からのかぎのかかる設備があること。
- ・流出、漏えい等の事故を防止するための設備とすること。タンク、ドラム缶等を使用している場合は、ひびや腐食等の劣化がないか確認する。盗難防止や震災対策のため、貯蔵設備を固定する。棚の中に仕切り板を設けて、毒劇物が入った容器が転倒しないようにする。
- ・「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をすること。

立入検査時の確認項目について

【7 取扱】

- (1) 盗難、紛失に対する予防措置
- (2) 飛散、漏れ、流れ出等の予防措置
- (3) その他の取扱について



32

7 取扱 です。

確認項目は以下の3点です。詳細については、スライド33～37に記載しています。

- ・盗難、紛失に対する予防措置を取っているか。
- ・飛散、漏れ、流れ出等の予防措置を取っているか。
- ・その他、取扱いについて問題はないか。

【 7 取扱】

(1)盗難、紛失に対する予防措置

- ・常時、施錠していなかった。
→施錠ができる堅固な設備であることを再確認しましょう。
- ・常時、かぎが保管庫のすぐ横にかかっていた。
→かぎの保管場所にも注意しましょう。

(3)その他の取扱について

- 飲食物の容器として通常使用される物を使用してはなりません。

33

【7 取扱】

(1)盗難や紛失に対する予防措置

盗難や紛失を防ぐためには、日々の取扱いから注意を払うことが必要です。特に、貯蔵設備が要件を満たしていたとしても、常時施錠をしていなかったり、施錠をしていたとしても、かぎがすぐ横にかかっていたりすると、管理上適切ではありません。

(3)その他の取扱について

毒劇物を飲食物の容器に入れてはなりません。

かぎの管理

- かぎの管理者を明確にする
(かぎの管理者の不在時に備え、代理者を選任しておくこと)
- かぎの管理簿を備えること
- 毒物劇物を取り扱う必要のない人がかぎを入手したり使用できないようにする
(かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること)



34

かぎの管理については、以下の点に留意してください。

- かぎの管理者を明確にすること。
- かぎが複数ある場合は、かぎの数量のチェックを定期的に行う。
- かぎを使用する場合は、責任者の許可を得るなど管理を徹底すること。
- かぎの管理者不在時も、同様の管理を徹底すること。

飲食物容器の使用禁止

毒物及び劇物取締法第11条第4項

《略》毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

毒物及び劇物取締法施行規則第11条の4

法第11条第4項に規定する劇物は、すべての劇物とする。



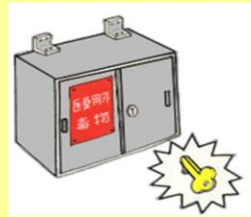
35

誤飲等の事故を防ぐため、毒物劇物の容器として、飲食物の容器を使用することは禁止されています。

これは、毒物劇物業務上取扱者においても同様となっておりますので、毒物劇物を販売される際は、購入者に対して注意喚起をしていただければと思います。

その他取扱いの注意

- 冷所保存の毒物・劇物は、温度管理に注意を払い、冷蔵庫の中でかぎをかけて保管する。
- 古くなった毒物・劇物は、適切に廃棄するまでの間はかぎをかけて保管する。



36

その他、毒劇物を取扱うにあたっては、以下の点に注意してください。

• 毒劇物の中には温度管理が規定されていることがあります。規定された温度での保管してください。

• 毒劇物は廃棄するまでは鍵のかかる場所に保管してください。

指摘事例【7 取扱】

事例①毒劇物が入っている陳列棚のかぎを営業時間内は開けっ放しにしている。
→常に施錠するよう指示

事例②倉庫、保管庫とも朝、かぎを開けた後は監視カメラがあるという理由で開けっ放しであった。
→保管庫の施錠を指示

37

「取扱」に係る指摘事例です。

営業時間内で常時人がいる、監視カメラがある、といった理由で施錠がされていない事例がよく見受けられます。

このような状態では、たまたま人が不在になることも考えられること、監視カメラでは問題が生じた際、その場で対応が取れないことから、盗難紛失につながる可能性もあります。

さらに、かぎの管理が不十分な場合は盗難紛失の恐れがありますので、注意しましょう。

立入検査時の確認項目について

【8 廃棄】

廃棄は適正に行なわれているか

38

8 廃棄 です。

確認項目としては、廃棄が適切に行われているかどうかになります。

施行令第40条に定められている、それぞれの毒物及び劇物の特性に応じた適切な方法で廃棄を行っているか、法定の産業廃棄物処理業者に廃棄委託をしていることが求められます。

立入検査時の確認項目について

【9 事故】

- (1) 届出をしているか
- (2) 事故の際、必要な応急措置をしているか



39

9 事故 です。

確認項目は以下の2点です。詳細については、スライド40、41に記載しています。

- ・事故が発生した際、警察署、消防署又は保健所に届出を行っているか。
- ・事故の際、必要な応急措置をしているか。

事故が発生してしまうと、現場では混乱が生じてしまうことが考えられますので、事前に連絡場所を明確にしておいたり、発生時の体制を整備しておくことが重要です。

事故の際の措置(1)

- 流出・漏えい

直ちに

消防署、警察署、
保健所に連絡

- 盗難・紛失

直ちに

警察署に連絡



40

万が一、事故が発生してしまった場合、以下のような対応が求められます。

- 毒劇物の流出や漏えいにより、不特定または多数の人に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときには、被害の拡散を抑えたり、付近の住民を避難させたりすることが必要です。

- 直ちに、消防署、警察署または保健所への連絡が義務付けられています。

- 毒劇物は、少量であっても犯罪等に使用されると死亡事故につながりますので、量に限らず、盗難、紛失した場合は、必ず警察署へ届け出ることが義務付けられています。

事故の際の措置(2)

- 応急措置

万一の事故に備えて、
除害剤(土砂、消石灰等)
を備えておく。

日ごろから従業員の教育、
訓練を実施する。



41

事故が発生した場合は、関係各署へ緊急連絡することに加えて、応急措置を取ることが求められています。

いざ、事故が発生すると、混乱してしまい、適切な対応が取れない可能性もあります。

このため、応急措置として、万一の事故に備えて、除害剤の土砂などを備えておくことや、日ごろから訓練などによる社員の教育訓練を実施することが重要となります。

立入検査時の確認項目について

【10 SDS】 SDSの交付



42

10 SDS です。

確認項目は、SDS(safety data sheet)を販売先に交付しているかです。

毒物劇物営業者は、毒物劇物の取扱いに関する情報(SDS)を購入者に提供することが義務付けられています。

SDSの提供については、文書又は購入者が承諾した方法となっております。

さらに、SDSは邦文での提供が求められています。

購入者に対して適切に情報提供できるように、販売している品目については、最新版のSDSを製造・輸入元から入手しておくことが望ましいです。

立入検査時の確認項目について

【11 その他】

43

11 その他 です。

以下の2点に係る説明をしています。詳細については、スライド44～47に記載しています。

- いわゆるオーダー販売における注意事項
- 毒物劇物危害防止規定

オーダー販売

オーダー販売

・ 現物を保管していた。
→ 現物は取り扱えない。

・ 自ら運搬していた。
→ 仕入先が配送する。



- オーダー販売とは、販売先から注文を受けて仕入先へ品物を注文し、現物は仕入先が販売先へ直接配送し自らは伝票操作のみを行う販売形態のことをいう。
現物の保管や配送は認められない。

44

こちらは、いわゆるオーダー販売に係る内容になります

販売先から注文を受けて仕入先へ品物を注文し、現物は仕入先が販売先へ直接配送し、自らは伝票操作のみを行う販売形態を「オーダー販売」と呼んでいます。

直接、毒物劇物を取り扱わないため、取扱責任者を設置しなくても構いませんが、販売業の登録は必要となります。

オーダー販売は、直接毒物劇物を取り扱わないことが大前提ですので、毒物劇物の保管や運搬は認められませんので、ご注意ください。

毒物劇物危害防止規定（１）

●社内管理体制

- ・ 危害防止規定の作成
→ 毒劇物の管理・責任体制の明確化



- ・ 従業員への周知
→ 毒劇物の取扱い、保管管理等
についての周知



45

毒物劇物の管理・責任体制を明確にし、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的として、毒物劇物危害防止規定を定めるよう、以下の通知で定められております。

- ・ 毒物劇物危害防止規定について

（昭和50年11月6日付薬安第80号、薬監第134号）

社内管理体制として、取扱者の職務範囲や貯蔵設備等の点検を行う者、事故対応を行う者などをあらかじめ定めることで、責任体制の明確化を図るようにしてください。加えて、社内の連絡体制や毒物劇物の保管管理方法・取扱方法については、従業員への周知を行い、適切に対応ができるように徹底してください。

毒物劇物危害防止規定（２）

●管理状況

・管理簿を作成し、毒物劇物の在庫量や入出庫量を把握する。

→記録により在庫管理を行い、盗難防止を図る。

・設備等の定期点検

→規定された定期点検の実施



・不要となった毒物劇物については廃棄等を検討し、適切に実施する。

46

毒物劇物の盗難や紛失を防止するため、管理簿による在庫管理を行ってください。

さらに、漏洩などの事故を未然に防止するため、タンク等の貯蔵設備を点検し、記録を残してください。

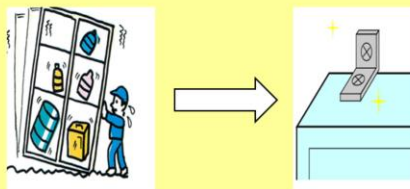
また、不要となった毒物劇物を長期間を保存していると、容器の劣化等により漏洩などの事故につながる

おそれもありますので、廃棄等を検討してください。

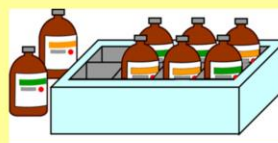
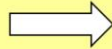
毒物劇物危害防止規定（3）

●震災対策

- ・保管庫の転倒防止措置
→金具等を用いて固定



- ・保管庫内の薬品類の転倒、落下防止措置
→液体ガラス容器の薬品がある場合、間仕切りなどを設ける。



47

毒物劇物は、混触により発火したり、混合することで有害ガスを発生するものがあります。

震災時には、毒物劇物が入った容器の転倒や落下により、このような事象が発生する可能性があります。

については、貯蔵設備における震災対策が重要となります。

具体的には、保管庫自体が転倒しないよう、金具等を用いて固定すること、保管庫内の容器が転倒・落下等の衝撃で破損しないよう、間仕切りを設けることが震災対策になります。

4 その他



押印等の取扱いについて

押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の交付及び施行並びに薬事法関連通知の押印等の取扱いについて

(令和2年12月25日 薬生発1225第3号)

49

最初に、行政手続きの見直しにより申請等の書類に押印が不要になりました。

毒劇法施行規則にある申請書や届出については令和2年12月25日付の通知により、押印を押さずに提出できます。

なお、譲渡手続きでの印鑑は省略できませんので、ご注意ください。

毒物及び劇物の指定について

1 毒物及び劇物指定令の一部改正について

令和2年6月24日に改正され、
その後の改正はありません。



50

物質の毒性等を踏まえて、薬事・食品衛生審議会薬事分科会で検討され、毒劇物が追加、削除するために、毒物及び劇物指定令が改正が行われております。

毒物劇物の指定の追加・削除に係る指定令改正は毎年1回又は2回されています。

令和2年6月24日に改正されてから令和3年9月までに改正はありません。

通知の詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

(http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/R020624/200624_1_tuuti.pdf)

毒劇物の保管・管理に係る通知

- 1 風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について
(令和2年1月17 薬生薬審発0117第2号)
- 2 毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について
(平成31年1月30日 薬生薬審発0130第2号)
- 3 毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について
(平成30年7月24日 薬生薬審発0724第1号)
- 4 毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について
(平成30年2月2日 薬生薬審発0202第5号)
- 5 毒物及び劇物の保管管理について
(昭和52年3月26日 薬発第313号)

51

保管管理に関する通知です。

詳細の内容は厚生労働省のホームページをご確認ください。

- 1 風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について
(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/R020117/20200117tuuti.pdf>)

台風等の風水被害が生じた際の対策等について記載

- 2 毒物及び劇物の適正な保管管理等のさらなる徹底について
(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H310130/190130tuuchi.pdf>)

下記3、5の通知の記載内容について、徹底することを記載

- 3 毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について
(http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H300731/20180724_tuuti.pdf)

毒劇物の盗難、紛失を防止するための保管管理方法、発生時の対応等について記載

- 4 毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について
(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H300202/20180202tuuti.pdf>)

下記5の通知の記載内容について、徹底することを記載

- 5 毒物及び劇物の保管管理について
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta1299&dataType=1&pageNo=1)

貯蔵設備の基準等について記載

51

爆発物原料の適正な管理に係る通知

1 「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等徹底について」

(平成21年12月2日薬食総発1202第4号外)



52

爆発物原料に関する通知です。

通知の詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

1 「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等徹底について」

(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H211202/091202tuchi.pdf>)

毒物及び家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売について自粛すること、盗難、紛失時の対応について記載

表示等の留意事項に係る通知

1 毒物及び劇物取締法における毒物及び劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について

(平成24年3月26日薬食化発0326第1号)

53

毒劇法による表示等に係る留意事項に関する通知です。

通知の詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

1 毒物及び劇物取締法における毒物及び劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について

(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H240326/20120326tsuuti.pdf>)

毒劇法におけるラベル表示及び情報提供(SDSの提供)、化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)の要求項目に係る留意事項について記載

危害防止規定・取扱責任者関係の通知

- 1 毒物劇物取扱責任者の業務について
(昭和50年7月31日薬発第668号)
- 2 毒物劇物危害防止規定について
(昭和50年11月6日薬安第80号)

54

危害防止規定・取扱責任者に関する通知です。

通知の詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

- 1 毒物劇物取扱責任者の業務について

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta7346&dataType=1&pageNo=1)

毒物劇物取扱責任者が行わなければならない業務について
記載

- 2 毒物劇物危害防止規定について

((https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta1283&dataType=1&pageNo=1)

危害防止規定の作成、規定の項目について記載

54

ご案内（関連ホームページ）

1 東京都福祉保健局（毒物・劇物のページ）

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/d_g/index.html



2 厚生労働省 化学物質安全対策室 （毒物劇物の安全対策）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

3 国立医薬品食品衛生研究所 （毒物及び劇物取締法）

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>

55

毒物劇物に関係するホームページの一覧になります。

1 東京都福祉保健局（毒物・劇物のページ）

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/iyaku/sonota/d_g/index.html)

2 厚生労働省 化学物質安全対策室(毒物劇物の安全対策)

(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>)

3 国立医薬品食品衛生研究所(毒物及び劇物取締法)

(<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>)

立入検査について(法第18条)

毒物劇物販売業の登録を取得している事業者の方に対し、法に基づき、立入検査を実施しています。

ご理解、ご協力をお願いします。



56

毒物劇物販売業者に対して、都職員が立入検査に伺うことがございます。

保管場所や取扱状況などを確認しますので、ご協力をお願いします。

最後までご覧いただき、ありがとうございました



57

最後まで視聴いただきありがとうございました。

本資料についてご不明点等がございましたら、所管の保健所までお問合せください。

57